

## 第6章 林野火災対策

### 第1節 林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

#### 第1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

#### 第2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

#### 第3 林野火災消防計画の確立

1 市は、防災関係機関と緊密な連絡を取り、次の事項について計画の確立を図るものとする。

区 分	計 画 内 容
防 火 管 理 計 画	○特別警戒区域 ○特別警戒時期 ○特別警戒実施要領等
消 防 計 画	○消防分担区域 ○出動計画 ○防御鎮圧計画 ○他市町村等応援計画 ○資機材整備計画 ○防災訓練実施計画 ○啓発運動推進計画等

#### 2 自衛消防体制の確立

市は、国、県、恩賜林保護組合、楡形森林組合等と連絡を密に取り、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

#### 3 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

## 第2節 林野火災の応急対策計画

### 第1 関係機関への通報等

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

### 第2 林野火災防御計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防御に当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- 1 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- 2 出動順路及び防御担当区域
- 3 携行する消防資器材
- 4 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- 5 隊員の安全確保
  - (1) 気象状況の急変による事故防止
  - (2) 落石、転落等による事故防止
  - (3) 進入、退路の明確化
  - (4) 隊及び隊員相互の連携
  - (5) 地理精通者の確保
  - (6) 隊員の服装
- 6 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- 7 防火線の設定
- 8 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- 9 ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- 10 消火薬剤及び資器材等の確保
- 11 救急救護対策
- 12 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- 13 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法